

省エネ法(工場等に係る措置) に基づく手続等の概要



省エネのシンボルです
SMART CLOVER

省エネ法とは

省エネ法(エネルギーの使用の合理化に関する法律)は、石油危機を契機として昭和54年(1979年)に、

- ① 内外におけるエネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保に資するため
- ② 工場、輸送、建築物及び機械器具についてのエネルギーの使用の合理化を総合的に進めるために必要な措置等を講ずること

を目的に制定。

省エネ法の規制対象

①工場等

工場を設置して事業を行う者
事業場(病院、ホテル、学校など)を設置して事業を行う者

②輸送

輸送事業者;貨物・旅客の輸送を業として行う者
荷主;自らの貨物を輸送事業者に輸送させる者

③住宅・建築物

建築時;住宅・建築物の建築主
既築物の増改築・大規模改修時;住宅・建築物の所有者・管理者

④機械器具

エネルギーを消費する機械器具の製造事業者・輸入事業者

本資料
の
説明
対象

省エネ法の対象となるエネルギー

燃料

- ①原油及び揮発油(ガソリン)、重油、その他石油製品
 - ②可燃性天然ガス
 - ③石炭及びコークス、その他石炭製品
- であって、燃焼その他の用途(燃料電池による発電)に供するもの



熱

上記に示す燃料を熱源とする熱(蒸気、温水、冷水など)



電気

上記に示す燃料を起源とする電気

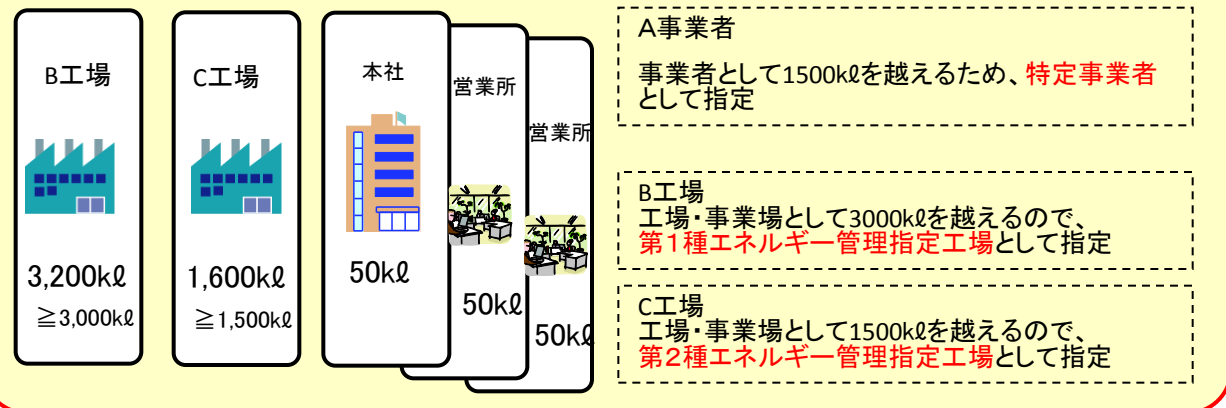


➡ 廃棄物からの回収エネルギー、風力・太陽光などの自然エネルギーは対象外。

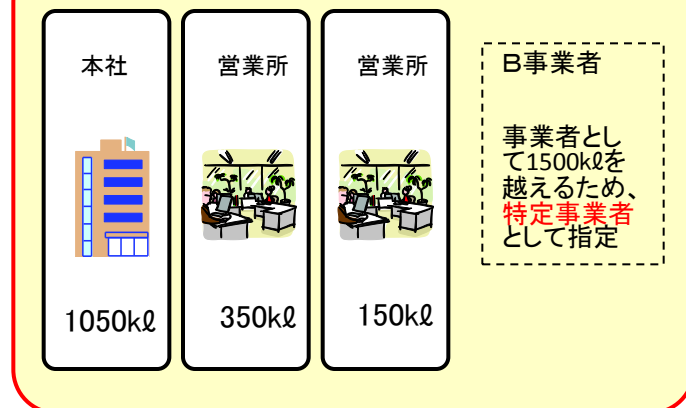
省エネ法(工場等に係る措置)の規制対象

- 設置しているすべての工場等(本社、工場、支店、営業所、店舗等)の年間エネルギー使用量の合計が1,500kℓ(原油換算)以上である事業者を『特定事業者』として国が指定。
- フランチャイズチェーン本部(連鎖化事業者)については、設置しているすべての工場等及び一定の条件を満たす加盟店の年間エネルギー使用量の合計が1,500kℓ以上である場合『特定連鎖化事業者』として国が指定。
- 特定事業者、特定連鎖化事業者は事業者単位(加盟店含む。)での定期報告書・中長期計画書の提出、エネルギー管理統括者、それを補佐するエネルギー管理企画推進者の選任等が必要。
- 特定事業者、特定連鎖化事業者が設置している工場等のうち、年間エネルギー使用量が3,000kℓ以上の工場等については『第一種エネルギー管理指定工場等』、1,500kℓ以上3,000kℓ未満の工場等については『第二種エネルギー管理指定工場等』として国が指定。
- エネルギー管理指定工場等については、エネルギー管理者又はエネルギー管理員の選任が必要。

A事業者



B事業者



省エネ法による特定事業者・特定連鎖化事業者に対する措置

1. 事業者全体

| 年間エネルギー使用量 (原油換算kl) | | 1,500kl以上 | 1,500kl未満 |
|------------------------|---------|---|-----------|
| 事業者の区分 | | 特定事業者又は特定連鎖化事業者 | — |
| 遵守すべき事項 | | 工場等判断基準(基準部分) ・管理標準の設定、管理標準に基づく運転管理、計測記録、保守点検 等 | |
| 目標 | | 工場等判断基準(目標部分) ・中長期的に年平均1%以上のエネルギー消費原単位の低減、 ・ベンチマーク指標の達成(対応業種のみ) 等 | |
| 義務 | 選任すべき者 | エネルギー管理統括者・エネルギー管理企画推進者 | — |
| | 提出すべき書類 | 中長期計画書、定期報告書、エネルギー管理統括者等選任届出書 | — |
| 行政によるチェック | | 指導・助言、報告徴収・立入検査 | |
| | | 合理化計画の作成指示(指示に従わない場合には公表・命令)など | — |

2. 設置する工場等ごと

| 年間エネルギー使用量 (原油換算kl) | | 3,000kl以上 | 1,500kl以上～3,000kl未満 |
|------------------------|--|-----------------------|---------------------|
| 指定区分 | | 第1種エネルギー管理 指定工場等 | 第2種エネルギー管理 指定工場等 |
| 義務; 選任すべき者 | | 製造業、鉱業、 電気・ガス・熱供給業 | 左記以外 (ホテル、学校など) |
| | | エネルギー管理者 | エネルギー管理員 |
| | | 全ての業種 | |

省エネ法に基づく手続とフロー(工場等関係)

事業者



経済産業大臣
(経済産業局長)

事業所管大臣

エネルギー使用状況届出書

提出期限:5月末日 届出

※ 特定事業者又は特定連鎖化事業者として指定された者は提出不要

受理

弁明の機会の付与

通知

弁明通知書

特段の弁明がある場合(弁明書)

受理・個別対応

弁明がない場合(手続き不要)

一定期間経過後

指定通知

指定

特定事業者・特定連鎖化事業者、
エネルギー管理指定工場等
として指定を受ける

※ 改正省エネ法に基づき特定事業者又は特定連鎖化事業者を指定。
(旧法でのエネルギー管理指定工場は平成21年度末で失効し、該当する工場・事業場は新たに指定される。)

エネルギー管理統括者・企画推進者・
エネルギー管理者・管理員の選任

エネルギー管理統括者・企画推進者・
エネルギー管理者・管理員選任届出書

提出期限:選任後
最初の7月末日

届出

受理

定期報告書

提出期限:毎年度7月末日

報告

受理

受理

中長期計画書

提出期限:毎年度7月末日

提出

受理

受理

省エネ法に基づく手続と期限(工場等関係)

1. 各種書類の提出時期

| 提出書類 | 提出期限 | 提出先 |
|------------------------|---------------------------|---|
| エネルギー使用状況届出書 | 5月末日 | 本社所在地を管轄する経済産業局 (特定事業者又は特定連鎖化事業者は提出不要) |
| 中長期計画書・定期報告書 | 毎年度7月末日 | 本社所在地を管轄する経済産業局及び事業所管省庁 |
| エネルギー管理統括者等の 選任・解任届 | 選任・解任のあった日後、 最初の7月末日まで | 本社所在地を管轄する経済産業局 |

※各提出書類の様式は資源エネルギー庁HPからダウンロード可能。<http://www.enecho.meti.go.jp/topics/080801/080801.htm>

※提出書類の作成・提出は原則として自社が行うものであるため、エネルギー管理者・管理員等の外部委託を行う場合には、行政書士法の規定を遵守。

2. エネルギー管理統括者等の選任

| 事業者等の区分 | 選任すべき者 | 選任の期限 | 届出の提出期限 | 要件等 |
|---|---|--------------|---------------------|--|
| 特定事業者、特定連鎖化事業者 | エネルギー管理統括者 | 指定後、遅滞なく | 選任のあった日後 最初の7月末日 | 特に資格要件なし。ただし、事業経営の一環として、事業者全体の鳥瞰的なエネルギー管理を行い得る者(役員クラス等)。 |
| | エネルギー管理企画推進者 | 指定後 6ヶ月以内 | | エネルギー管理講習修了者又はエネルギー管理士であってエネルギー管理統括者を補佐する者。 |
| 第一種エネルギー管理指定工場等(製造業等5業種) | エネルギー管理者 ※選任すべき人数等については、業種、エネルギー使用量により異なる。 | 指定後 6ヶ月以内 | | エネルギー管理士の資格を有する者 |
| 第一種エネルギー管理指定工場等(製造業等5業種以外)又は第二種エネルギー管理指定工場等 | エネルギー管理員 ※指定工場等毎に1名 | | | エネルギー管理講習修了者又はエネルギー管理士の資格を有する者。 |

※エネルギー管理講習修了者の場合、当該講習受講後、原則3年に1度の資質向上講習の受講義務が生ずる。

エネルギー使用量の把握、エネルギー使用状況届出書の提出

- 事業者が工場等で使用するエネルギーはすべて把握する必要がある。
工場等には、本社、営業所、事務所、出張所、研究所、店舗、倉庫、福利厚生施設などすべての事業所を含む。
- 把握する期間は前年度(4月から3月まで)の1年間とし、この間に使用したすべてのエネルギーを集計。
- すべての工場・事業場のエネルギー種別ごとの使用量を合計し、原油換算。
- この量が1,500kl以上であれば、5月末日までに『エネルギー使用状況届出書』を作成し、本社所在地を管轄する経済産業局に提出。(特定事業者又は特定連鎖化事業者として指定された者は提出不要)

※下記URLにて、エネルギー使用量を原油換算する際の簡易計算表をダウンロード可能。

http://www.eccj.or.jp/law06/xls/03_00.xls

留意事項

- ・事業者が把握しなければならないエネルギーの範囲は法人格の範囲。子会社などのグループ会社であっても、法人格が違えば、別事業者となる。
- ・工場等とは、一区画内において、継続的かつ反復的に一定の事業活動を行うために設置している事業所をいう。
- ・対象となる業種は全業種であり、営利・非営利は問わない。
- ・敷地外を走行する自動車、工事現場、仮設展示場、社宅、社員寮などは報告の対象外。

【年間のエネルギー使用量が1,500kl以上となる事業者の目安】

エネルギー使用量は、同じ業種であっても事業形態や立地条件などの要因によって異なるが目安としては次のとおり。

- 年間電気使用量 約600万kWh以上
- 小売店舗 床面積 約3万㎡以上
- ホテル 客室数 300~400 以上
- 病院 病床数 500~600 以上
- コンビニエンスストア 30~40店舗 以上
- ファーストフード店 約25店舗 以上
- ファミリーレストラン 約15店舗 以上
- フィットネスクラブ 約8店舗 以上

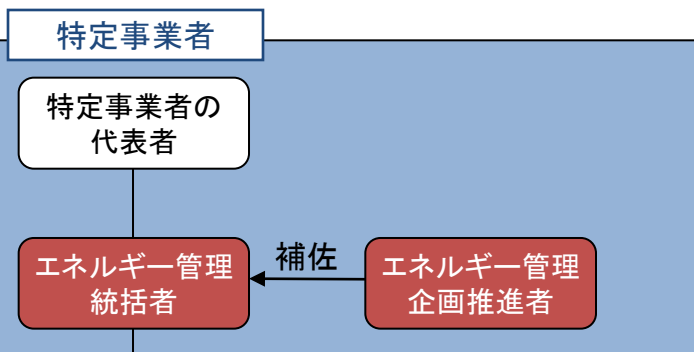
エネルギー管理統括者・エネルギー管理企画推進者の選任

- ▶ 特定事業者(特定連鎖化事業者)は『エネルギー管理統括者』、『エネルギー管理企画推進者』を選任することが必要。
- ▶ 『エネルギー管理統括者』は事業者のエネルギー管理の統括管理、『エネルギー管理企画推進者』はその補佐を行うことが主たる職務。
- ▶ 『エネルギー管理統括者』は事業の実施を統括管理する者から、『エネルギー管理企画推進者』はエネルギー管理講習修了者又はエネルギー管理士から選任。

【選任時期】

- ◆エネルギー管理統括者： 指定後遅滞なく
- ◆エネルギー管理企画推進者： 指定後6ヶ月以内

いずれも選任のあった日後、最初の7月末日までに選任届を本社所在地を管轄する経済産業局に提出



エネルギー管理統括者

資格要件：特になし。ただし、事業経営の一環として、事業者全体の鳥瞰的なエネルギー管理を行い得る者。

- 役割：
- ① 経営的視点を踏まえた取組みの推進。
 - ② 中長期計画のとりまとめ。
 - ③ 現場管理に係る企画立案。

エネルギー管理企画推進者

資格要件：エネルギー管理講習修了者 又は エネルギー管理士の資格を有している者。

役割： エネルギー管理統括者の職務を実務面から補佐。

エネルギー管理者・エネルギー管理員の選任

- 『第1種エネルギー管理指定工場等』(年間のエネルギー使用量(原油換算)が3000kl以上)及び『第2種エネルギー管理指定工場等』(1500kl以上3000kl未満)では、以下に示す人数のエネルギー管理者・管理員の選任が必要。
- エネルギー管理者・管理員は、現場の省エネルギー推進の中核となる業務(実務)を担う。

【選任時期】

指定後6ヶ月以内(選任のあった日後最初の7月末日までに選任届を本社所在地を管轄する経済産業局に提出)

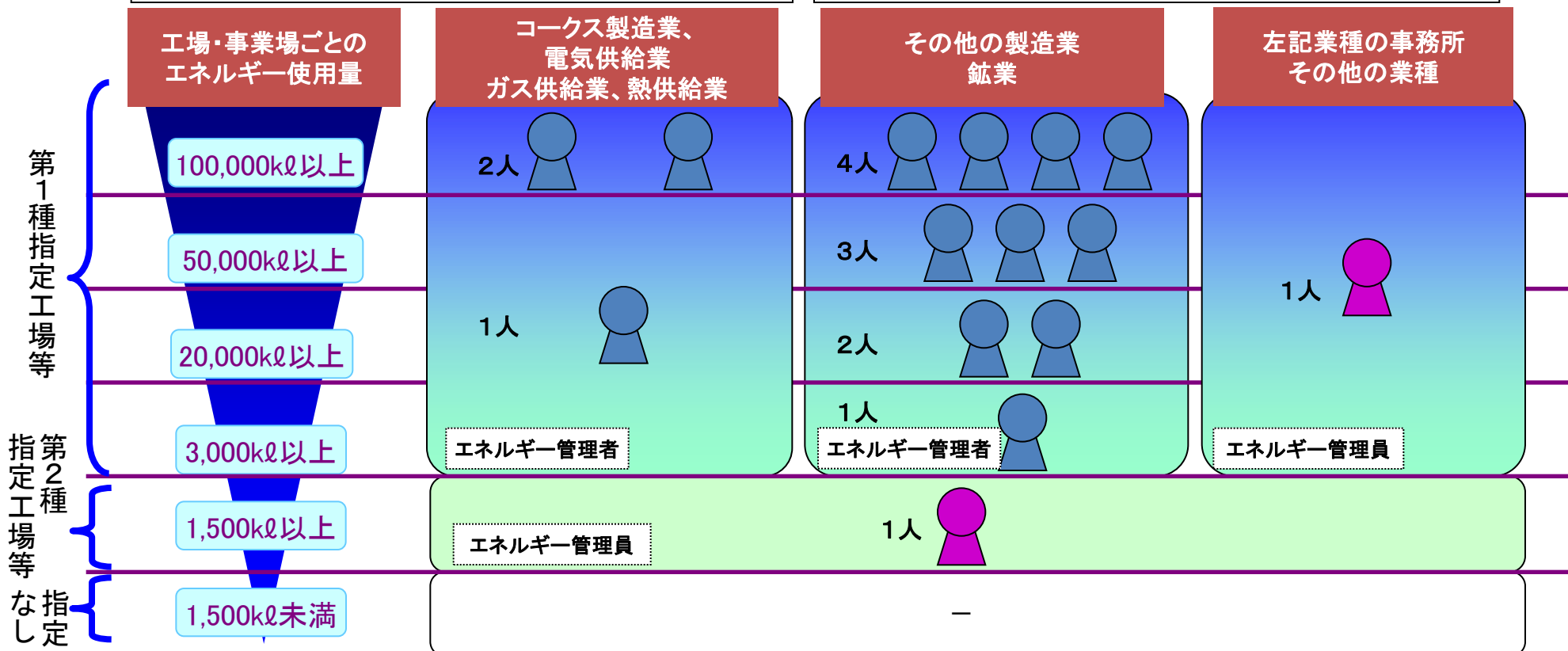
エネルギー管理者の資格要件

○エネルギー管理士



エネルギー管理員の資格要件

- エネルギー管理士 又は
- エネルギー管理講習修了者



中長期計画書・定期報告書の提出

- 特定事業者及び特定連鎖化事業者は、毎年度、中長期計画書と前年度のエネルギー使用に係る定期報告書を本社所在地を管轄する経済産業局及び事業所管省庁に提出。
- 定期報告書は国が定めた様式に基づき、事業者全体の使用量等について、特定第1表から第12表までを記入し国に提出が必要。
- さらに、エネルギー管理指定工場等を設置している事業者は、指定工場等毎に指定第1表から第9表までを記入した上で、事業者全体の報告書に添付し提出。

中長期計画書 様式第8

事業者全体の報告

【書類作成に当たっての参考資料】

➤ 中長期計画書作成のポイント

http://www.enecho.meti.go.jp/topics/080801/chuchoki_sakusei_point_v1_0.pdf

(事業者がエネルギー管理指定工場等の情報も含めてとりまとめ、1つの計画書として提出。)

定期報告書 様式第9

事業者全体の報告
(特定 - 第1表 ~ 第12表)

エネルギー管理指定
工場等ごとの報告
(指定 - 第1表 ~ 第9表)

【書類作成に当たっての参考資料】

➤ 定期報告書作成のポイント

http://www.enecho.meti.go.jp/topics/080801/teiki_sakusei_point_v1_0.pdf

➤ 定期報告書チェックリスト

http://www.enecho.meti.go.jp/topics/080801/teiki_checklist_tokutei.pdf (特定 - 第1表 ~ 第12表)

http://www.enecho.meti.go.jp/topics/080801/teiki_checklist_shitei.pdf (指定 - 第1表 ~ 第9表)

➤ 定期報告書記入要領

<http://www.enecho.meti.go.jp/topics/080801/kinyuyouryou.pdf>

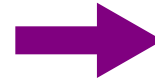
(事業者がエネルギー管理指定工場等の情報も含めてとりまとめ1つの報告書として提出。指定工場等が複数ある場合は、指定工場等毎に記入。)

省エネ法(工場等に係る措置)の罰則

エネルギー使用状況届出書・定期報告書・中長期計画書・エネルギー管理統括者等の選任に関する罰則

エネルギー
使用状況
届出書

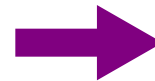
- 届出をしなかった場合
- 虚偽の届出をした場合



50万円以下の罰金

定期報告書
中長期計画書

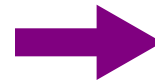
- 提出をしなかった場合
- 虚偽の報告をした場合



50万円以下の罰金

エネルギー管理統括者
エネルギー管理企画推進者
エネルギー管理者
エネルギー管理員

- ◎選任・解任の届出
 - 届出をしなかった場合
 - 虚偽の届出をした場合



20万円以下の過料

- ◎選任しなかった場合



100万円以下の罰金

省エネ法(工場等に係る措置)関連資料 ①

■平成20年度改正省エネ法(工場等に係る措置)について

平成20年度改正省エネ法(工場等に係る措置)に関するパンフレット、提出書類の様式、法令等、各種関係資料が掲載されています。

<http://www.enecho.meti.go.jp/topics/080801/080801.htm>

■省エネ法の概要2010/2011

改正後の省エネ法の概要が分かるパンフレットです。

http://www.enecho.meti.go.jp/topics/080801/panfu2010_2011.pdf

■省エネ法・温対法に基づく諸手続と提出書類の作成(エネルギー使用合理化シンポジウム資料)

省エネ法及び温対法の概要、省エネ法に基づくエネルギー管理と提出書類の作成に関する説明資料です。

<http://www.eccj.or.jp/2010symposium/2010symposiumtext1.pdf>

■平成20年度省エネ法改正にかかるQ&A

省エネ法改正に関するFQAをまとめたものです。

<http://www.enecho.meti.go.jp/topics/080801/q&a.pdf>

<http://www.enecho.meti.go.jp/topics/080801/besshi090710.pdf>(Q&A別紙『地方公共団体のエネルギー管理の範囲』)

<http://www.enecho.meti.go.jp/topics/080801/besshi2.pdf>(Q&A別紙2『兼任及び外部委託の承認基準の概要』)

■エネルギー使用量の簡易計算表(Excel形式)

エネルギー使用量が1,500klを超えているかの判定の目安としてお使いください。

http://www.eccj.or.jp/law06/xls/03_00.xls

省エネ法(工場等に係る措置)関連資料 ②

【中長期計画書・定期報告書作成関係】

■中長期計画書作成のポイント

http://www.enecho.meti.go.jp/topics/080801/chuchoki_sakusei_point_v1_0.pdf

■定期報告書作成のポイント

http://www.enecho.meti.go.jp/topics/080801/teiki_sakusei_point_v1_0.pdf

■定期報告書チェックリスト

http://www.enecho.meti.go.jp/topics/080801/teiki_checklist_tokutei.pdf(特定一第1表～第12表)

http://www.enecho.meti.go.jp/topics/080801/teiki_checklist_shitei.pdf(指定一第1表～第9表)

■定期報告書記入要領

<http://www.enecho.meti.go.jp/topics/080801/kinyuyouryou.pdf>